











記載欄名	記載すべき事項
<p>③ 支払金額</p>	<p>令和元年中に支払の確定した給与等（中途就職者について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、その給与等の金額を含みます。）の総額を記載してください。この場合、源泉徴収票の作成日現在で未払のものがあるときは、その未払額を内書きしてください。ただし、「賃金の支払の確保等に関する法律」第7条の規定に基づき未払給与等の弁済を受けた退職勤労者については、その弁済を受けた金額を含めないで記載してください。</p> <p>（注）租税条約に基づいて源泉所得税及び復興特別所得税の免除を受ける方は、免除の対象となる支払金額も含めて記載してください。</p>
<p>④ 給与所得控除後の金額</p> <p> 年末調整をした受給者のみ記載してください。</p>	<p>「令和元年分年末調整のしかた」の「令和元年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」によって求めた「給与所得控除後の給与等の金額」を記載してください。</p>
<p>⑤ 所得控除の額の合計額</p> <p> 年末調整をした受給者のみ記載してください。</p>	<p>給与所得控除後の給与等の金額から控除した、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦（寡夫）控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除の額の合計額を記載してください。</p> <p>（注）「配偶者控除」と「配偶者特別控除」は、重複して適用を受けることができません。</p>
<p>⑥ 源泉徴収税額</p>	<p><b>【年末調整をした給与等の場合】</b> 年末調整をした後の源泉所得税及び復興特別所得税の合計額を記載してください。</p> <p><b>【年末調整をしない給与等の場合】</b> 令和元年中に源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額を記載してください。</p> <p>ただし、災害により被害を受けたため給与等に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予を受けた税額は含めません。</p> <p>（注）源泉徴収票の作成日現在で未払の給与等があるため源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税を徴収していないときは、その未徴収税額を内書きしてください。</p>
<p>⑦ (源泉) 控除対象配偶者の有無等</p>	<p><b>【有】欄</b> 主たる給与等において、年末調整の適用を受けている場合で、控除対象配偶者を有しているときは「○」を付してください。 年末調整の適用を受けていない場合は、源泉控除対象配偶者を有しているときに「○」を付してください。</p> <p><b>【従有】欄</b> 従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有している場合には「○」を付してください。</p> <p><b>【老人】欄</b> 控除対象配偶者（年末調整の適用を受けていない場合は源泉控除対象配偶者）が老人控除対象配偶者である場合に「○」を付してください。</p> <p>（注）控除対象配偶者及び源泉控除対象配偶者については、9ページの <b>3 用語の説明</b> を参照してください。</p>
<p>⑧ 配偶者（特別）控除の額</p> <p> 年末調整をした受給者のみ記載してください。</p>	<p>「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて控除した配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を記載してください。</p> <p>（注）受給者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。</p> <p>また、配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合又は123万円を超える場合は、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。</p>
<p>⑨ 控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）</p>	<p><b>【特定】欄</b> 特定扶養親族がいる場合には、次により記載してください。</p> <p>「左の欄」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族の数を、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族の数を記載してください。</p>

記載欄名	記載すべき事項
<p>⑨ 控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。) (つづき)</p>	<p><b>【老人】欄</b> 老人扶養親族がいる場合には、次により記載してください。 「左の欄の点線の右側」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した老人扶養親族の数を、「点線の左側」には、そのうち受給者又は受給者の配偶者の直系尊属で同居している者の数を記載し、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した老人扶養親族の数を記載してください。</p> <p><b>【その他】欄</b> 特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族がいる場合には、次により記載してください。 「左の欄」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を記載してください。</p>
<p>⑩ 16歳未満扶養親族の数</p>	<p>扶養親族のうち、16歳未満の扶養親族の人数を記載してください。 (注) 1 16歳未満の扶養親族とは、平成16年1月2日以後に生まれた方をいいます。 2 扶養親族のうち、16歳未満の扶養親族については、扶養控除の適用はありません。</p>
<p>⑪ 障害者の数 (本人を除く。)</p>	<p><b>【特別】欄</b> 「点線の右側」には、同一生計配偶者や扶養親族が特別障害者である場合のその人数を、「点線の左側」には、そのうち同居を常としている方の人数を記載してください。 (注) 同一生計配偶者については、9ページの <b>3 用語の説明</b> を参照してください。</p> <p><b>【その他】欄</b> 特別障害者以外の障害者の人数を記載してください。</p>
<p>⑫ 非居住者である親族の数</p>	<p>源泉控除対象配偶者、控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び扶養控除の対象となる扶養親族のうちに非居住者がいる場合及び16歳未満の扶養親族のうちに国内に住所を有しない方がいる場合には、その人数を記載してください。</p>
<p>⑬ 社会保険料等の金額</p>	<p>給与等を支払う際にその給与等から控除した社会保険料の金額、「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額の合計額を記載してください。 (注) 1 中途就職者について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、その給与等から控除した社会保険料等の金額を含みます。 2 小規模企業共済等掛金(※)の額については、これを内書きしてください。 ※ 小規模企業共済等掛金には、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、並びに条例の規定により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金を含みます。</p>
<p>⑭ 生命保険料の控除額 地震保険料の控除額</p> <p> 年末調整をした受給者のみ記載してください。</p>	<p>「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した金額をそれぞれ記載してください。</p>
<p>⑮ 住宅借入金等特別控除の額</p> <p> 年末調整をした受給者のみ記載してください。</p>	<p>年末調整の際に「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」に基づいて計算した住宅借入金等特別控除の額を記載してください。 (注) 「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」により計算した(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額が、算出所得税額を超える場合には、算出所得税額を限度に記載します(14ページの <b>記載例3</b> を参照してください。)</p>

記載欄名	記載すべき事項
<p>⑯ 生命保険料の金額の内訳 国民年金保険料等の金額 旧長期損害保険料の金額</p> <p> 年末調整をした受給者のみ記載してください。</p>	<p><b>【新生命保険料の金額】【旧生命保険料の金額】欄</b> 令和元年中に支払った一般の生命保険料のうち、平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した契約に基づいて支払った金額を「新生命保険料の金額」欄へ、平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した契約に基づいて支払った金額を「旧生命保険料の金額」欄へ記載してください。</p> <p><b>【介護医療保険料の金額】欄</b> 令和元年中に支払った介護医療保険料の金額を記載してください。</p> <p><b>【新個人年金保険料の金額】【旧個人年金保険料の金額】欄</b> 令和元年中に支払った個人年金保険料のうち、平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した契約に基づいて支払った金額を「新個人年金保険料の金額」欄へ、平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した契約に基づいて支払った金額を「旧個人年金保険料の金額」欄へ記載してください。</p> <p><b>【国民年金保険料等の金額】欄</b> 社会保険料控除の適用を受けた国民年金保険料等（※）の金額を記載してください。 ※ 「国民年金保険料等」とは、国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入員として負担する掛金をいいます。</p> <p><b>【旧長期損害保険料の金額】欄</b> 地震保険料の控除額のうち平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等に係る控除額が含まれている場合には、令和元年中に支払った当該長期損害保険料の金額を記載してください。</p>
<p>⑰ 住宅借入金等特別控除の額の内訳</p> <p> 年末調整をした受給者のみ記載してください。</p>	<p><b>【住宅借入金等特別控除適用数】欄</b> 年末調整の際に（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用がある場合には、当該控除の適用数を記載してください。</p> <p><b>【住宅借入金等特別控除可能額】欄</b> （特定増改築等）住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合には、「住宅借入金等特別控除可能額」を記載してください（14 ページの <b>記載例 3</b> を参照してください。）。</p> <p><b>【居住開始年月日（1 回目、2 回目）】欄</b> 居住開始年月日は、和暦で年、月、日を分けて記載してください。</p> <p><b>【住宅借入金等特別控除区分（1 回目、2 回目）】欄</b> 適用を受けている（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の区分を次のように記載してください。 住・・・一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含みます。） 認・・・認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合 増・・・特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合 震・・・東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成 23 年から令和 3 年 12 月 31 日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について、震災特例法第 13 条の 2 第 1 項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合 また、税務署長が発行した「年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書」の居住開始年月日の後部に「(特定)」(※) の表示がある場合には、「(特)」を記載してください。 ※ 「(特定)」とは「特定取得」のことをいい、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。）が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。</p>

記載欄名	記載すべき事項
<p>⑰ 住宅借入金等特別控除の額の内訳(つづき)</p> <p> 年末調整をした受給者のみ記載してください。</p>	<p><b>【住宅借入金等年末残高(1回目、2回目)欄</b></p> <p>年末調整の際に2以上の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がある場合又は適用を受けている住宅の取得等が特定増改築等に該当する場合には、その住宅の取得等ごとに、「住宅借入金等年末残高」を記載してください。</p> <p>なお、記載する金額は、給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金特別控除申告書の⑤「居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高」欄又は⑩「居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高」欄に記載された金額を記載してください。</p> <p>(注) 適用数が3以上の場合には、3回目以降の住宅の取得等については、「(摘要)」欄に「居住開始年月日」、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載してください。</p>
<p>⑱ (源泉・特別)控除対象配偶者 控除対象扶養親族</p>	<p>控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合は、源泉控除対象配偶者)及び扶養控除の対象となる扶養親族の氏名及びマイナンバーを記載してください。</p> <p>また、これらの方が非居住者である場合には、区分の欄に○を付してください。</p> <p>(注) 1 <u>受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバーは記載しません。</u>  2 「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄及び「控除対象扶養親族」欄は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」の記載に応じ、<u>年の途中で退職した受給者に交付する源泉徴収票にも記載する必要がありますので、ご注意ください。</u></p>
<p>⑲ 配偶者の合計所得</p>	<p>配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けた場合は、令和元年中の配偶者の合計所得金額を記載してください。</p> <p>なお、年末調整の適用を受けていない方で、源泉控除対象配偶者を有している方は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載された、源泉控除対象配偶者の「所得の見積額」を記載してください。</p>
<p>⑳ 16歳未満の扶養親族</p>	<p>16歳未満の扶養親族の氏名及びフリガナを記載してください。</p> <p>また、16歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない方である場合には、区分の欄に「○」を付してください。</p> <p>(注) 1 「16歳未満の扶養親族」欄は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」の記載に応じ、<u>年の途中で退職した受給者に交付する源泉徴収票にも記載する必要がありますので、ご注意ください。</u>  2 <u>市区町村に提出する給与支払報告書には、16歳未満の扶養親族のマイナンバーも記載することとなっていますので、ご注意ください。</u></p>
<p>㉑ (摘要)</p>	<p>(1) 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載します。この場合、氏名の前には括弧書きの数字を付し、「(備考)」欄に記載するマイナンバーとの対応関係が分かるようにしてください。</p> <p>また、この欄に記載される控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が次に該当する場合には、それぞれ次の内容を記載してください。</p> <p>(イ) 16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に「(年少)」と記載してください。</p> <p>(ロ) 控除対象扶養親族が非居住者である場合及び16歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない方である場合には、氏名の後に「(非居住者)」と記載してください。</p> <p>(注) 控除対象扶養親族のマイナンバーについては、「(摘要)」欄に記載せず、「(備考)」欄に記載してください(9ページの㉒(備考)及び15ページの <b>記載例4</b> を参照してください。)</p> <p>(2) 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)を有する方で、その同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してく</p>

記載欄名	記載すべき事項
⑳ (摘要) (つづき)	<p>ださい(例「氏名(同配)」)。</p> <p>(3) 年末調整の際に3以上の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がある場合には、3回目以降の住宅の取得等について、その住宅の取得等ごとに、「居住開始年月日」、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載してください。</p> <p>(4) 年の途中で就職した方について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、(イ)他の支払者の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称、(ロ)他の支払者のもとを退職した年月日、(ハ)他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した所得税及び復興特別所得税の合計額、給与等から控除した社会保険料の金額を記載してください。</p> <p>(5)「賃金の支払の確保等に関する法律」第7条の規定に基づき未払給与等の弁済を受けた退職勤労者については、同条の規定により弁済を受けた旨及びその弁済を受けた金額を記載してください。</p> <p>(6) 災害により被害を受けたため給与等に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予を受けた場合には、「災害者」欄に「○」を付すとともに、徴収猶予税額を記載してください。</p> <p>(7) 租税条約に基づいて源泉所得税及び復興特別所得税の免除を受ける方については、免税対象額及び該当条項「○○条約○○条該当」を赤書きしてください。</p>
㉑ (備考)	<p>控除対象扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族のマイナンバーを記載してください。この場合、マイナンバーの前には「(摘要)」欄において氏名の前に記載した括弧書きの数字を付し、「(摘要)」欄に記載した氏名との対応関係が分かるようにしてください。</p> <p>(注) 1 受給者に交付する源泉徴収票にはマイナンバーは記載しません。 2 市区町村に提出する給与支払報告書には、16歳未満の扶養親族のマイナンバーも記載することとなっていますので、ご注意ください。</p>
㉒ 未成年者から勤労学生までの各欄	<p>各欄について、その受給者について該当する事項がある場合に○を付してください。</p> <p>(注) 1 ここでいう未成年者とは、平成12年1月3日以後に生まれた方をいいます。 2 「寡婦」欄の「特別」とは、寡婦控除の特例を受ける寡婦をいいます。</p>
㉓ 中途就・退職	<p>年の途中で就職や退職(死亡退職を含みます。)した方については「中途就・退職」の該当欄に「○」を付し、その年月日を記載してください。</p>
㉔ 支払者	<p>給与等の支払者の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称、電話番号及びマイナンバー又は法人番号を記載してください(マイナンバーを記載する場合は、左端を空白にし、右詰で記載してください。)</p> <p>(注) 受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバー及び法人番号は記載しません。</p>

### 3 用語の説明

- (1) 源泉控除対象配偶者とは、受給者(合計所得金額が900万円以下である方に限ります。)と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が85万円以下である方をいいます。
- (2) 同一生計配偶者とは、受給者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下である方をいいます。
- (3) 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である受給者の配偶者をいいます。

## 4 その他の注意事項

(1) 3 ページの **1 提出する必要がある方** 【給与所得の源泉徴収票の提出範囲】(2)に掲げる提出範囲は、弁護士等に給与等として支払っている場合の提出範囲であり、これらの方に報酬等として支払う場合には、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出対象となります。

(2) 「給与所得の源泉徴収票」と「給与支払報告書」の作成枚数

税務署へ提出を要する受給者分については、「給与所得の源泉徴収票」を税務署提出用と受給者交付用として各1枚、「給与支払報告書」を市区町村提出用として2枚の計4枚、税務署へ提出を要しない受給者分については、「給与所得の源泉徴収票」を受給者交付用として1枚、「給与支払報告書」を市区町村提出用として2枚の計3枚を作成してください。

(注) 非居住者の方に給与等を支払った方は、「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」を提出してください。詳しくは、36 ページの **非居住者又は外国人に対して給与・報酬等の支払をする場合の支払調書の提出について** を参照してください。

(3) 「給与支払報告書」は、「給与所得の源泉徴収票」と異なり、令和2年1月1日現在において給与等の支給を受けている全ての受給者のものを関係市区町村（原則として受給者の令和2年1月1日現在の住所地の市区町村）に提出してください。

なお、年途中で退職した方については、令和2年1月31日までに、退職時の住所地の市区町村に給与支払報告書を提出してください（退職した方に対する給与等の支払金額が30万円以下の場合、提出を省略することができます。）。

(4) 「給与所得の源泉徴収票」は、3ページの **1 提出する必要がある方** 【給与所得の源泉徴収票の提出範囲】に掲げる提出範囲にかかわらず、**全ての受給者について作成の上、令和2年1月31日まで**（年途中で退職した方の場合、退職の日以後1か月以内）に受給者に交付しなければなりません。

なお、「全ての受給者」には、国内に住所又は1年以上居所を有する居住者である外国人従業員も含まれますので、その外国人従業員にも必ず「給与所得の源泉徴収票」を交付してください。

(注) 1 「給与所得の源泉徴収票」については、令和元年中に退職した受給者分を取りまとめて令和2年1月31日までに提出しても差し支えありません。

2 「給与所得の源泉徴収票」は、書面による交付のほか、電磁的方法による提供（電子交付）をすることができます。詳しくは、36 ページの **給与所得の源泉徴収票等の電磁的方法による提供について** を参照してください。

### ～市区町村からのお知らせ～

【給与所得の源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額の内訳」欄の記載について】

年末調整の際、控除しきれない（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の金額がある場合には、「給与所得の源泉徴収票」の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に記載する必要があります。

また、2 以上の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合又は適用を受けている住宅の取得等が特定増改築等に該当する場合には、その住宅の取得等ごとに、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載する必要があります。更に、震災特例法第13条の2第1項（住宅の再取得等による住宅借入金等特別控除）に係る控除の適用を受ける場合には、「住宅借入金等特別控除区分」を記載しなければなりません。詳しくは、最寄りの市区町村にお尋ねください。





【令和元年分給与所得者の保険料控除申告書】

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)(a)	給与の支払者の確認印
				氏名	あなたとの続柄		
△△生命	養老	10年	国税太郎	国税昌子	妻	旧 (a) 24,000 円	一般の生命保険料
□□生命	養老	10年	国税太郎	国税昌子	妻	新 (a) 36,000 円	
						新・旧 (a)	
A (a)のうち新保険料等の金額の合計額		A 24,000 円	Aの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		① (最高40,000円) 22,000 円	計(①+②)	③ (最高40,000円) 40,000 円
B (a)のうち旧保険料等の金額の合計額		B 36,000 円	Bの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		② (最高50,000円) 30,500 円	②と③のいずれか大きい金額	④ 40,000 円
●●生命	介護	10年	国税太郎	国税昌子	妻	(a) 48,000 円	介護医療保険料
C (a)のうち新保険料等の金額の合計額		C 48,000 円	Cの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		⑤ (最高40,000円) 32,000 円		
○●生命	××年金	30年	国税太郎	国税太郎	支払開始日2032-1-1	新 (a) 53,000 円	個人年金保険料
××生命	△△年金	30年	国税太郎	国税太郎	支払開始日2032-1-1	新 (a) 72,000 円	
D (a)のうち新保険料等の金額の合計額		D 53,000 円	Dの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		④ (最高40,000円) 33,250 円	計(④+⑤)	⑥ (最高40,000円) 40,000 円
E (a)のうち旧保険料等の金額の合計額		E 72,000 円	Eの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		⑤ (最高50,000円) 43,000 円	⑤と⑥のいずれか大きい金額	⑦ 43,000 円
計算式Ⅰ(新保険料等)※			計算式Ⅱ(旧保険料等)※			生命保険料控除額	
A、C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式	
20,000円以下		A、C又はDの金額		B又はEの金額		生命保険料控除額	
20,001円から40,000円まで		A、C又はD×1/2+10,000円		B又はE×1/2+12,500円		計(⑦+⑧+⑨)	
40,001円から80,000円まで		A、C又はD×1/4+20,000円		B又はE×1/4+25,000円		(最高120,000円)	
80,001円以上		一律に40,000円		一律に50,000円		115,000 円	

源泉徴収票の



源泉徴収簿の(a)~(l)欄、保険料控除申告書のA~E欄の金額を、源泉徴収票の同記号の欄に記載してください。

【令和元年分給与所得の源泉徴収票】

令和元年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者		住所又は居所		(受給者番号)												
東京都千代田区霞が関3-1-1		霞が関アパート501号		2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3												
氏名		(役職名)														
氏名		国税 太郎														
種別		支払金額		給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額						源泉徴収額				
給与・賞与		6,835,000 円		4,951,500 円		2,292,254 円						28,900 円				
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)		控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)		扶養親族(控除対象)		障害者の数(本人を除く)		控除対象者である親族の数						
(a) 有無		有		1		1		1		1						
(g) 社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		介護医療保険料の金額		個人年金保険料の金額		退職給付金等給付金の金額		住宅購入金等特別控除の額						
(e) 992		454		115,000		44,800		140,000								
C		24,000		36,000		48,000		53,000		72,000						
B		1		24,000		3,140		住								
A		1		24,000		3,140		住								
(f) 控除対象者		氏名		氏名		氏名		氏名		氏名						
1		国税 昌子		国税 昌子		国税 昌子		国税 昌子		国税 昌子						
2		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
3		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
4		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
5		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
6		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
7		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
8		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
9		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
0		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
1		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
2		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
3		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
4		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
5		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
6		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
7		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
8		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
9		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
0		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
1		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
2		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
3		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
4		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
5		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
6		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
7		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
8		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
9		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
0		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
1		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
2		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
3		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
4		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
5		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
6		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
7		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
8		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
9		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
0		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
1		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
2		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
3		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
4		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
5		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
6		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
7		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
8		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
9		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
0		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
1		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
2		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
3		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
4		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
5		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
6		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
7		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
8		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
9		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
0		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
1		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
2		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
3		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
4		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
5		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
6		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
7		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
8		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
9		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
0		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
1		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
2		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
3		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
4		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
5		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
6		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
7		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
8		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
9		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
0		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
1		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
2		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
3		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
4		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
5		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
6		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
7		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
8		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
9		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
0		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
1		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
2		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
3		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
4		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
5		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
6		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
7		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
8		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
9		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
0		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
1		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎		国税 次郎						
2		国税 次郎														

記載例2

就職前に他の支払者から受けた給与等を通算して年末調整を行った受給者の場合

【平成31年（2019年）分給与と所得・退職所得に対する源泉徴収簿】

源泉  
徴収  
票の

氏名	コクセイ タダシ		整理番号	
生年月日	05	05	13	日
前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	円			
同上の税額につき還付又は徴収した月区分	月別	差引	差引	差引
扶養控除等の申告	申告の有無	扶養控除等の申告	申告の有無	申告の有無
給与・手当等	①	4,575,000	③	124,560
賞与	④	1,577,000	⑥	128,809
計	⑦	6,152,000	⑧	253,369
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	4,381,600	⑪	225,600
社会保険料等からの控除分(⑩+⑫)	⑩	816,445	⑬	27,769
除料等申告による社会保険料の控除分	⑪		⑭	
控除額申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑫		⑮	
生命保険料の控除額	⑬		⑯	
地震保険料の控除額	⑭		⑰	
配偶者(特別)控除額	⑮		⑱	
法外控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯	380,000	㉑	
所得控除額の合計額(⑨+⑯)	⑰	1,196,445	㉒	
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)	⑱	3,185,000	㉓	221,000
及び算出所得税額	⑲		㉔	
(特定増収業等)住宅借入金等特別控除額	㉕		㉖	
年調所得税額(⑲-㉕、マイナスの場合は0)	㉗		㉘	221,000
年調年税額(㉗×102.1%)	㉙		㉚	225,600
差引(超過額又は不足額(㉚-⑳))	㉛		㉜	27,769
超過額	㉝		㉞	
の精算	㉟		㊱	27,769
不足額	㊲		㊳	
の精算	㊴		㊵	

- ① 国税正は、平成31年4月1日に〇×産業株式会社に就職する前に株式会社××商事に勤めていたため、××商事からの給与等を通算して年末調整を行っています。
  - ② 株式会社××商事が退職時に発行した源泉徴収票に基づき次の金額を含めて年末調整をしています。
- |          |          |
|----------|----------|
| 支払金額     | 975,000円 |
| 源泉徴収税額   | 31,140円  |
| 社会保険料控除額 | 126,945円 |

(C) 社会保険料控除額 (⑩+⑪+⑫)  
816,445円 + 0円 + 0円 = 816,445円

この「給与と所得の源泉徴収票」の記載に当たっては、「平成31年(2019年)分給与と所得・退職所得に対する源泉徴収簿」の「年末調整」欄を基にして必要な事項を記載してください。

源泉徴収簿の(a)～(e)欄の金額を、源泉徴収票の同記号の欄に記載してください。

【令和元年分給与と所得の源泉徴収票】

東京都中野区中野4-×-〇〇	東京都中野区中野4-×-〇〇	東京都中野区中野4-×-〇〇	東京都中野区中野4-×-〇〇
給与・賞与	6,152,000	給与所得控除後の金額	4,381,600
社会保険料等の金額	816,445	所得控除額の合計額	1,196,445
源泉徴収税額	31,140	差引課税給与所得金額	3,185,000
社会保険料控除額	126,945	年調所得税額	221,000
年調年税額	225,600	差引(超過額又は不足額)	27,769
超過額		の精算	27,769
不足額		の精算	

- 「(摘要)」欄の記載について
- ・ 他の支払者の所在地、名称等
- ・ 他の支払者のもとを退職した年月日
- ・ 他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した所得税及び復興特別所得税の合計額、給与等から控除した社会保険料の金額

記載例3

年末調整において2以上(※)の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合

この記載例は、年末調整において2つの(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けており、当該控除額が算出所得税額を超えている受給者の例です。

源泉徴収票の

令和1年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

新築又は購入に係る借入金等の計算				増改築等に係る借入金等の計算	
項目	④住宅のみ	⑤土地等のみ	⑥住宅及び土地等	項目	金額等
新築又は購入に係る借入金等の年末残高	円	円	円	増改築等に係る借入金等の年末残高	円
家屋又は土地等の取得対価の額	(下の①) 円	(下の②) 円	(下の③) 円	増改築等の費用の額	(下の⑦) 円
家屋の総床面積又は土地等の総面積のうち居住用部分の床面積又は面積の占める割合	(下の④) %	(下の⑤) %	(備考(注1)参照) %	増改築等の費用の額のうち居住用部分の費用の額の占める割合	(下の⑧) %
取得対価の額に係る借入金等の年末残高(①と②の少ない方)	円	円	円	増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑦と⑧の少ない方)	円
居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高(④×③)	円	円	11,500,000	居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高(⑧×③)	9,000,000
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算上の基礎となる借入金等の年末残高(⑥+⑧)	円	円	年間所得の見積額	認定標準を超える住宅借入金等の年末残高	円
特定増改築等の費用の額(備考(注2)参照)	(下の⑨) 円	円	備考		
特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑨と⑩の少ない方)(備考(注2)参照)	(最高) 万円) 円	円			
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑩×1%)	(100円未満の端数切捨て) 円	円			
					205,000

※2以上の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用に該当する例  
 ・証明事項の居住開始年月日に異なる2つの年の日付が記載されている場合  
 ・証明事項の居住開始年月日が2段書きされ、一方に(特定)と記載されている場合など

(証明事項)

項目	空	年	月	日	項目	空	年	月	日
居住開始年月日		平成25年	3月	1日	居住開始年月日		平成30年	5月	20日(特定)
家屋又は土地等の取得対価の額	円				増改築等の費用の額	円			
家屋又は土地等の総床面積又は総面積	㎡				⑦のうち居住用部分の費用の額	円			
④又は⑤のうち居住用部分の床面積又は面積	㎡				特定増改築等の費用の額	円			
					(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	円			

(平成30年中居住者用)

特定取得に該当する場合は居住開始年月日の後部に「特定」と表示されています。

令和元年分 給与所得の源泉徴収票

氏名	神奈川県横浜市中区山下町4-*										
住所	〒220-0000 神奈川県横浜市神奈川区山下町4-*										
給与	6,847,500	4,962,750	2,099,846	0							
控除	909	846	50,000	188,700							
所得	5,938,500	4,116,904	1,599,846	188,700							
借入金等特別控除	205,000	30,000	9,000,000								

【平成31年(2019年)分給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿】

区	分	金	額	税	額
給料・手当等	①	4,980,000	円	③	80,640
賞与等	④	1,867,500	円	⑥	114,403
計	⑦	6,847,500	円	⑧	195,043
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	4,962,750	円	配偶者の合計所得金額	0
社会保険料等からの控除分	⑩	909,846	円	旧長期損害保険料支払額	
生命保険料の控除額	⑬		円	⑪のうち小規模企業共済等掛金の金額	
地震保険料の控除額	⑭	50,000	円	⑫のうち国民年金保険料等の金額	
配偶者(特別)控除額	⑮	380,000	円		
扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯	760,000	円		
所得控除額の合計額	⑰	2,099,846	円		
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出所得税額	⑱	2,862,000	円	⑲	188,700
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑳	205,000	円		
年調所得税額(⑲-㉑、マイナスの場合は0)	㉒	0	円		
年調年税額(㉒×102.1%)	㉓	0	円		
差引超過額又は不足額(㉓-㉔)	㉕	195,043	円		

(注) 年末調整において3以上の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合には、3回目以降の住宅の取得等についての記載事項は、「(摘要)」欄に記載してください(9ページの㉑(摘要)の(3)を参照してください。)



記載例 5

配偶者に係る記載例

(1) 年末調整において配偶者控除の適用を受けた場合

- ① 国税太郎は、国税商事株式会社のみから給与の支払を受けており、年末調整を行っています。
- ② 国税太郎は、年末調整の際に、控除対象配偶者である国税花子に係る配偶者控除の適用を受けています。

源泉  
徴収  
票の

令和元年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

所轄税務署長 国税事務所 給与の支払者の 名称(氏名) 給与の支払者の 法人番号 給与の支払者の 所在地(住所)	国税商事 株式会社 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1	(フリガナ) あなたの氏名 あなたの住所 又は居所	コクゼイ タロウ 国税 太郎 東京都千代田区霞が関△-△
あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合又は配偶者の合計所得金額の見積額が123万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることができません。 ◎ 合計所得金額の見積額の計算に当たっては、下表「合計所得金額の見積額の計算表」をご利用ください。			
あなたの本年中の合計所得金額の見積額	9,800,000円(判定)	<input type="checkbox"/> 900万円以下(A)	<input type="checkbox"/> 900万円超950万円以下(B)
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額*2	380,000円	<input type="checkbox"/> 38万円以下かつ年齢70歳以上(昭和25.1.1以前生)	<input checked="" type="checkbox"/> 38万円以下かつ年齢70歳未満
配偶者の氏名(フリガナ)	昭 40年 1月 1日	<input type="checkbox"/> 38万円超85万円以下	<input type="checkbox"/> 85万円超123万円以下
配偶者の住所又は居所	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合は配偶者の住所又は居所	区分 I	C (左のA~Cを記載)
合計	あなたと配偶者の合計所得金額(1)	12,000,000円	9,800,000円
控除額の計算	区分 II	配偶者控除の額	130,000円

令和元年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所	東京都千代田区霞が関△-△	受給者番号 (個人番号)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
職 別	給与・賞与	給与所得控除後の金額	源泉徴収税額
給与・賞与	12,000,000円	9,800,000円	1,069,200円
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者の数(本人を除く)
有	130,000円	0	0
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
909,846円	120,000円	50,000円	205,000円
源泉・特別控除対象配偶者	配偶者(特別)控除対象配偶者	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額
氏名: 国税 花子	氏名: 国税 太郎	380,000円	176,460円

○ 「(源泉)控除対象配偶者の有無等」欄の記載について  
年末調整の適用を受けており、控除対象配偶者を有しているため、「有」に「○」を付します。  
(注) 配偶者特別控除の対象となる配偶者は控除対象配偶者に該当しませんので記載は不要です。

○ 「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄の記載について  
配偶者特別控除の適用を受ける場合も氏名及びマイナンバー等を記載しますのでご注意ください。

○ 「配偶者(特別)控除の額」欄の記載について  
「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づき計算した配偶者控除の額を記載します。  
なお、配偶者特別控除の適用を受けた場合は、下段の配偶者特別控除の額を記載します。

(2) 控除対象とならない配偶者が障害者控除の適用を受けた場合

- ① 国税太郎は、国税商事株式会社のみから給与の支払を受けており、年末調整を行っています。
  - ② 国税太郎は、同一生計配偶者である国税花子（同居特別障害者）及び控除対象扶養親族である国税一郎（特定扶養親族）を有しています。
- なお、国税太郎は、合計所得金額が 1,000 万円を超えているため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。

平成 31 年 (2019 年) 分 給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書

所轄税務署長等 給与の支払者の名称(氏名) 国税商事 株式会社	給与の支払者の法人(個人)番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7	(フリガナ) あなたの氏名 国税 太郎	コクセイ タロウ あなたの生年 33 年 1 月 1 日	あなたの生年 33 年 1 月 1 日	扶養主の氏名 国税 太郎	あなたの性別 本人	配偶者の有無 有
市区町村長 給与の支払者の所在地(住所) 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1	あなたの住所 又は居所 東京都千代田区霞が関△-△	あなたの個人番号 (郵便番号 000-0000) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	あなたの住所 又は居所 東京都千代田区霞が関△-△	あなたの住所 又は居所 東京都千代田区霞が関△-△	あなたの住所 又は居所 東京都千代田区霞が関△-△	あなたの住所 又は居所 東京都千代田区霞が関△-△	あなたの住所 又は居所 東京都千代田区霞が関△-△

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、盲者、聾者又は聴覚障害者、又は身体障害者でない限り、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号	生年月日	障害者	扶養親族	その他	住所又は居所	異動月日及び事由
源泉控除対象配偶者(注1)	コクセイ イチロウ	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	10 1 1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	0 東京都千代田区霞が関△-△	
控除対象扶養親族(16歳以上)(平成31年1月1日現在)	国税 一郎	10 1 1	10 1 1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
障害者、盲者、聾者又は聴覚障害者				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

※ 国税花子のマイナンバーは既に提供しているものとします。

令和元 年 分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 東京都千代田区霞が関△-△	支払金額 13,000,000	給与所得控除後の金額 10,800,000	所得控除の合計額 2,839,846	源泉徴収額 1,010,500
源泉控除対象配偶者 1	配偶者(特別)控除の額 1	控除対象扶養親族の額 1	障害者等の額 1	扶養親族である親族の額 1
社会保険料等の金額 909,846	生命保険料の控除額 120,000	地震保険料の控除額 50,000	住宅借入金等特別控除の額 205,000	
生命保険料の控除の内訳 180,000	生命保険料の控除の内訳 100,000	地震保険料の控除の内訳 90,000	住宅借入金等特別控除の内訳 360,000	住宅借入金等特別控除の内訳 180,000
住宅借入金等特別控除の内訳 2	住宅借入金等特別控除の内訳 25	住宅借入金等特別控除の内訳 1 10	住宅借入金等特別控除の内訳 11,500,000	住宅借入金等特別控除の内訳 9,000,000
国民年金保険料の控除額 176,460	国民年金保険料の控除額 19,600			
控除対象扶養親族 1 国税 花子(同配)				

○「(摘要)」欄の記載について  
同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください(例「氏名(同配)」)。

源泉と徴収所得の

(3) 年末調整の適用を受けていない場合

- ① 国税太郎は、令和元年5月31日に国税商事株式会社を退職しました。
- ② 国税太郎は、源泉控除対象配偶者である国税花子を有しています。

源  
泉  
与  
徴  
所  
収  
得  
票  
の

**平成 31 年 (2019 年) 分 給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書**

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	国税商事 株式会社	(フリガナ) コクセイ タロウ	あなたの生年月日	平成 33 年 1 月 1 日
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7	あなたの氏名	国税 太郎	申告主の氏名 国税 太郎
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	あなたの個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	あなたとの続柄 本人
			あなたの住所又は居所	東京都千代田区霞が関△-△	配偶者の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号	平成31年(2019年)中の所得の異動額	住所又は居所	異動月及び事由
源泉控除対象配偶者(注1)	コクセイ ハナコ 国税 花子	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 男・大 40・1・1	300,000円	東京都千代田区霞が関△-△	

令和元年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	東京都千代田区霞が関△-△	(受給者番号)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
			(個人番号)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
			(役職名)	経理課長
			(フリガナ) 氏名	コクセイ タロウ 国税 太郎
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収額
給与・賞与	1 650 000		70 290	
源泉控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数	16歳未満扶養親族の数	障害者の数
有				
社会保険料等の金額	150 000	生命保険料の控除額	地租保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
(摘要)				
国民年金保険料の金額		国民年金保険料の金額	国民年金保険料の金額	国民年金保険料の金額
(源泉・所得)控除対象配偶者	氏名	コクセイ ハナコ 国税 花子	区分	配偶者の合計所得
	個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		300,000
控除対象扶養親族	氏名		区分	
1	個人番号			
2	個人番号			
3	個人番号			
4	個人番号			
退職者	退職年月日	中途退職	受給者生年月日	
	○ 元 5 31		○ 33 1 1	
支払者	個人番号又は法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7	住所(原簿)又は所在地	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
			氏名又は名称	国税商事 株式会社

○「配偶者の合計所得」欄の記載について  
 年末調整の適用を受けていない方で、源泉控除対象配偶者を有している方は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書に記載された、源泉控除対象配偶者の「所得の見積額」を記載してください。